

2026年度 運輸安全マネジメント

(決算期間2026年4月1日～2027年3月31日)

●わが社の事故防止のための安全基本方針

1. わが社は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、また、安全は業務の基本であり、最大の顧客満足であると考え、主体的に輸送の安全性の向上に、その役割を果たしていきます。
2. 社内の安全に関する情報を共有し、事業所の業務内容の状況を十分に把握し役員から社員まで、輸送の安全確保が最優先であるという意識を浸透させていきます。
3. 「安全管理室」を主体に、輸送の安全確保に関する計画の策定、実施チェック、改善に常に取組し、安全対策を見直しすることにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全性の向上に努め、また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表をしていきます。

●輸送の安全性の向上のための目標

1. 事故件数”ゼロ”を目指す。
2. KYT 活動により荷役作業及び輸送の安全確保と、ドライブレコーダーを活用し事故防止教育の徹底を図る。
3. 関係法令の周知徹底を図るため、定期的に従業員の教育・指導を行なう。
4. 飲酒運転撲滅に向けアルコールチェッカーの活用促進、処分内容の明確化等の取組みを強化する。
5. 定期健康診断の100%受診。労働者自身のストレスへの気付きを促進し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としたストレスチェックを実施する。
6. 過重労働防止のため労務管理強化、受発注業務見直し等、効率化・合理化により業務改善を推進する。
7. 事務所や車輛の衛生管理強化のため、5Sの徹底を行なう。
8. 大災害発生時対策を社内周知し、ウイルス感染時の拡大防止対策案の検討を行う。
9. 協力会社を交えた定例会議を開催、外部講師等を招いた勉強会を企画し、事故防止をはじめとした輸送の安全確保を図る。

●輸送の安全性の向上のための目標の達成状況

【2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)】

「わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故 2件(被害事故1件、車両故障1件)」

1. 交通違反、交通事故撲滅の取組みは継続して実施している。交通事故については減少に転じたが軽微な物損事故が目立った。引き続き安全教育の強化を図っていく。

(2024年度の事故発生15件：昨対68%、2025年度の事故発生12件：昨対80%)

2. 乗務員並びに荷役社員の定例勉強会のほかコンプライアンスに関する勉強会を行った。
3. 統括運行管理者、整備管理者を対象とした勉強会を年2回開催、管理体制の強化並びに管理業務の底上げを行った。
4. 定期健康診断並びに再検査の受診率100%、健診結果より従業員へ再検査の受診や健康指導等を行った。
5. 労働時間集計表を作成し月末に労使で36協定遵守の確認作業を行い毎月、労働時間改善会議を実施し長時間労働の削減を行った。
6. 事務所の清掃活動、分煙、車庫等の巡回確認、車輛の洗車・消毒の管理強化を行った。
7. 業務管理要領のほか運行管理要領や整備管理要領の見直しを行った。
8. ドライブレコーダー映像を活用し、安全運転の意識向上と危険予知トレーニングの強化を推し進めた。

●輸送の安全確保に関する教育及び研修

1. 乗務員への教育や訓練の実施
Eラーニングを活用し、定期的に乗務員への教育訓練を実施し、その内容を記録保管する。また、危険予知トレーニングの実施やエコドライブ等の外部研修会等へも積極的に参加させ安全意識の向上を図る。そのほか、昨年と同様、安全運転競技大会を開催し、運転技能向上や安全意識の更なる向上を図る。
2. 乗務員への安全運転個別指導
車載機の運行データを活用し、乗務員へ個別に安全運転指導を行いその内容を記録保存する。交通違反者への特別指導を実施する。
3. 乗務員への特別教育
初任運転者や高齢運転者、および事故惹起運転者へは所定の講習を受講させ危険予知トレーニングや交通事故原因の検証を行い再発防止を図る。
4. 協力会社との輸送品質向上会議
より安全な輸送品質向上のため、輸送業務を委託している協力会社を招き、年2回の輸送品質向上会議を開催、情報共有や輸送品質の平準化を図るとともに、外部講師による安全管理に関する講演会を取り入れるなど、安全輸送の意識向上を図る。
5. 指導者の育成
乗務員指導を行う側の指導者教育を強化し輸送の安全確保と品質の向上を図ることを目的とした、整備管理者講習ならびに省燃費運転講習を外部講師の協力を得て開催、本年度においても、自社内独自の指導者向け勉強会を開催する。

●輸送の安全確保に関する内部監査

運輸安全マネジメント・システムが効果的に維持・運用されているかを内部監査を実施し確認する。また、社長が必要と認めた場合につき、臨時に実施し、輸送の安全性の向上に努める。

1. 内部監査の計画

安全管理室が主体となり、毎年各事業所単位にて監査を実施する。監査通知及び監査日程は事業所と安全管理室で調整し決定する。

2. 内部監査の実施・報告

監査は、一般貨物運送事業の法令を基準とし実施、監査終了後は事業所責任者及び運行管理者へ結果報告の上、社長へ監査結果報告書提出する。

3. 改善とフォローアップ

監査により改善が必要な場合は、事業所責任者及び運行管理者へ不適合項目に対し改善指示をする。原因分析し速やかに改善措置を行い、改善報告書を提出させる。改善措置が妥当と判断できない場合は改善報告書の再提出を指示する。また、改善措置の効果を確実にするため必要に応じて再監査による確認を行い、次回監査時にも改善されていることを必ず確認する。

4. 予防措置

予防措置が必要であると判断した場合は、事業所責任者及び運行管理者へ予防措置の実施を指示する。原因を分析し、速やかに予防措置を行い、予防措置報告書にて提出する。予防措置が妥当と判断できない場合は、予防措置報告書の再提出を指示する。また予防措置の効果を確実にするため、必要に応じて監査を実施し、書類の確認を行い、次回監査時にも必ず実施されていることを確認する。

5. 記録の保存

安全管理室は、内部監査の記録として、監査の際に使用した報告書などの関係書類を保存する。

●内部監査により講じた措置の内容

2025年度に実施した内部監査に基づき、指摘事項を適宜改善実行した。

併せて日本ハム株式会社による業務調査についても同様に、指摘事項を適宜改善実行した。

2026年4月1日

日本チルド物流株式会社 代表取締役 井門 豊武